

令和 3 年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率
審 査 意 見 書

長久手市監査委員

令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められました。

記

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
ア 実質赤字比率	—	—	12.99%
イ 連結実質赤字比率	—	—	17.99%
ウ 実質公債費比率	△0.7%	△1.7%	25.0%
エ 将来負担比率	—	—	350.0%

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率の「—」表示は、実質的な赤字額が発生していないことを表しています。

※ 将来負担比率の「—」表示は、実質的な将来負担が発生していないことを表しています。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率は算定されませんが、基準を大きく下回り良好な水準になっています。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額が発生していないため、連結実質赤字比率は算定されませんが、基準を大きく下回り良好な水準になっています。

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は△0.7%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを大きく下回り良好な水準を示しています。

エ 将来負担比率について

将来負担比率は基金等充当可能な財源が将来負担額を上回っており、実質的な将来負担が発生していないため算定はされませんが、基準を大きく下回り良好な水準になっています。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にありません。

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められました。

記

ア 下水道事業会計

比率名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

※ 「—」の表示は、資金不足が発生していないことを示しています。

イ 公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計

比率名	令和3年度	令2年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

※ 「—」の表示は、資金不足が発生していないことを示しています。

(2) 個別意見

ア 下水道事業会計

資金不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されていませんが、基準を大きく下回り良好な水準になっています。

イ 公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計

資金不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されていませんが、基準を大きく下回り良好な水準になっています。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にありません。